

放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について

1 趣旨

平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を市町村において、平成27年4月1日施行日とする条例を定めることとなった。

市町村での条例化にあたり、放課後児童健全育成事業に従事する者及び従事する員数については厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌することとなっている。

2 国が定める基準は以下のとおり。

- ① 従事する者（職員の資格）【従うべき基準】
- ② 職員の員数【従うべき基準】
- ③ 児童の集団の規模【参酌すべき基準】
- ④ 施設・設備【参酌すべき基準】
- ⑤ 開所日数・時間【参酌すべき基準】
- ⑥ その他社会保障審議会児童部会で必要と認められる事項【参酌すべき基準】

3 国の示す主な基準

従事する者、職員の員数 ※従うべき基準

項目	国の示す基準の内容
従事する者	児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）を基本とし、都道府県の研修を修了した者とする。 平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含めるものとする。
職員の員数	一つの支援の単位（クラス）に対し職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 児童数が20人未満のクラブについては、2人以上の専任職員の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、専任職員は1人でも可とする。（この場合の専任職員は有資格者とする。）

《本市の対応》

国の基準に沿った基準としたい。

児童の集団の規模 ※参酌すべき基準

児童の集団の規模は、おおむね40人までとし、児童数とは毎日利用する人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた実利用人数とする。
児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。

《本市の対応》

児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。ただし、この条例が施行される時点で、すでに放課後児童健全育成事業の用に供され、市長が保育に支障のない範囲と判断した場合は、当分の間、適用しないものとしたいが意見を聞きたい。(基準による待機児童発生の抑制のため)

施設・設備 ※参酌すべき基準

遊び及び生活の場並びに静養するための機能を備えた専用区域と必要な設備及び備品等の整備

専用区域の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。
専用区域と必要な設備及び備品等の整備は、衛生及び安全を確保しなければならない。

《本市の対応》

国の示す基準のとおりとするが、ただし、専用区域の面積については、この条例が施行される時点で、すでに放課後児童健全育成事業の用に供されており、市長が保育に支障のない範囲と判断した場合は、当分の間、適用しないものとしたいが意見を聞きたい。(基準による待機児童発生の抑制のため)

開所日数・時間、その他 ※参酌すべき基準

開所日数・時間	休業日については1日8時間以上、休業日以外については1日平均3時間以上を原則とする。 年間250日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮する。
その他	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえる。「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等

《本市の対応》

国の基準に沿った基準としたい。